

賃金控除に関する協定

公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という）と公益財団法人世田谷区保健センターの職員の過半数代表者（以下「職員過半数代表者」という）とは、労働基準法第24条第1項但し書に基づき、職員の賃金の一部控除に関し、以下のとおり協定する。

第1条（控除の対象）

財団は、毎月15日支払の給与および職員給与規程第21条、第22条の定めにより支給される期末手当、勤勉手当より、以下に掲げるものを控除することができる。

①法令により定められたもの

(1)所得税 (2)住民税 (3)健康保険料 (4)厚生年金保険料 (5)介護保険料 (6)雇用保険料

②法令以外のもの

(1)公益財団法人世田谷区保健センター互助会会費 (2)財形貯蓄制度の積立金 (3)その他財団と職員過半数代表者が協定したもの

第2条（協議事項）

本協定に基づく賃金控除の取り扱いに関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度財団と職員過半数代表者で対応を協議し、決定する。

第3条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、1年間とする。但し、期間満了1か月前までに、財団、職員過半数代表者の何れから改定または廃止の意思表示がなされないときは、更に1年間有効とし、それ以降も同様とする。

平成24年4月1日

公益財団法人世田谷区保健センター

理事長

河上二郎



公益財団法人世田谷区保健センター

保健センター職員過半数代表者

島田浩行



公益財団法人世田谷区保健センター

総合福祉センター職員過半数代表者

井上裕子

